

青森県報

号外第三十五号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目次

公安委員会

- 青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則… (総務課) … 一
- 被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部を改正する規則… (留置管理課) … 二

公安委員会

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

青森県公安委員会規則第八号

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

青森県警察署協議会に関する規則 (平成十三年四月青森県公安委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

	改正後	改正前
別表 (第二条関係)	別表 (第二条関係)	別表 (第二条関係)
警察署協議会	委員の定数	警察署協議会
〔略〕		〔同上〕
青森県五所川原警察署協議会	十人以上	青森県五所川原警察署協議会
〔略〕		青森県板柳警察署協議会
〔略〕		五人以内
〔略〕		〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日から令和五年五月三十一日までの間は、改正後の青森県警察署協議会規則別表青森県弘前警察署協議会の項中「十三人以上」とあるのは「十八人以上」とする。

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第九号

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部を改正する規則

被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則（平成十九年七月青森県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部を改正する規則 （受付等） 第二条 警察本部の留置業務主管課長（以下「主管課長」という。）は、公安委員会に対してされた再審査の申請を行う書面（以下「再審査申請</p>	<p>被留置者による再審査の申請等に係る調査手続き等に関する規則の一部を改正する規則 （受付等） 第二条 公安委員会に対してされた再審査の申請を行う書面（以下「再審査申請書」という。）及び事実の申告を行う書面（以下「事実の申告書</p>

書」という。)又は事実の申告を行
う書面(以下「事実の申告書」とい
う。)を受付した場合は、再審査申
請書・事実の申告書受付台帳(別記
様式第一号)に受付年月日等必要な
事項を記入するとともに、再審査申
請書受付表(別記様式第二号)又は
事実の申告書受付表(別記様式第三
号)に必要な事項を記載し、その内
容を速やかに公安委員会に報告しな
ければならない。

「という。」は、公安委員会補佐官
(以下「補佐官」という。)その他
青森県警察組織規則(昭和三十六年
十一月青森県公安委員会規則第十五
号)第三条第二号に規定する苦情の
受理を担当する職員が受付するもの
とする。

2 補佐官は、前項に規定する再審査
申請書又は事実の申告書を受付した
ときは、再審査申請書・事実の申告
書受付台帳(別記様式第一号)に受
付年月日等必要な事項を記入し、受
付した再審査申請書又は事実の申告
書の写しを編てつするとともに、受
付した再審査申請書又は事実の申告
書を速やかに警察本部の留置業務主
管課長(以下「主管課長」という。
)に送付しなければならない。

3 前項に規定する送付を受けた主管
課長は、当該再審査申請書又は事実
の申告書を受付するとともに、再審
査申請書受付表(別記様式第二号)
又は事実の申告書受付表(別記様式
第三号)に必要な事項を記載し、そ
の内容を速やかに公安委員会に報告
しなければならない。

(再審査申請書の交付)

第三条 留置業務管理者(法第十六条
第一項に規定する留置業務管理者を
いう。以下同じ。)は、審査の申請
の裁決に不服のある者が法第二百三
十条第一項に規定する再審査の申請
をすることを希望した場合には、そ
の者に対し、再審査申請書(別記様
式第四号)を交付するものとする。

(再審査申請書の作成)

第四条 留置業務管理者は、再審査申
請書を自書することができない被留

4 公安委員会は、法第二百三十条第
三項又は法第二百三十二条第三項に
おいて準用する法第六十条に規定
する調査をするため必要があると認
めるときは、警察本部長(以下「本
部長」という。)に命じ、再審査の
申請人又は事実の申告人その他の関
係者に対し質問をさせ、若しくは物
件の提出を求めさせ、これらの者が
提出した物件を留め置かせ、若しく
は検証を行わせることができる。

5 補佐官は、第三項に規定する報告
が適切に行われるよう主管課長に助
言するものとする。

(再審査申請書の用紙の交付)

第三条 留置業務管理者(法第十六条
第一項に規定する留置業務管理者を
いう。以下同じ。)は、被留置者が
法第二百三十条第一項に規定する再
審査の申請をすることを希望する場
合には、当該被留置者に対し、再審
査申請書(別記様式第四号)の用紙
を交付するものとする。

(再審査申請書の作成)

第四条 留置業務管理者は、再審査申
請書を自書することができない者か

置者から代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官（法第十六条第2項に規定する留置担当官をいう。以下同じ。）に代書させるものとする。

2 「略」

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官を立ち会わせ、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後に留置担当官に提出させるものとする。

4 被留置者が作成中の再審査申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官を立ち会わせ、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後に保管させるものとする。

(補正)

第六条 公安委員会は、法第二百三十二条第三項において準用する審査法第二十三条の規定により補正を行わなければならない場合は、再審査申請書を提出した者（以下「再審査の申請人」という。）に対し、補正命令書（別記様式

ら代書の申出があった場合には、留置業務管理者が指定する留置担当官（法第十六条第2項に規定する留置担当官をいう。以下同じ。）に代書させるものとする。

2 「同上」

3 留置業務管理者は、再審査の申請をすることを希望する被留置者が再審査申請書の発送を申し出た場合には、留置担当官を立ち会わせ、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後に留置担当官に提出させるものとする。

4 被留置者が作成中の再審査申請書を保管場所に保管する場合には、留置担当官を立ち会わせ、当該被留置者自らが封筒に再審査申請書を入れ、封かんした後に保管させるものとする。

(補正)

第六条 公安委員会は、法第二百三十二条第三項において準用する審査法第二十三条の規定により再審査の申請が不適法であつて補正できるものであるときは、再審査申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に

第五号）により補正を命じ補正書（別記様式第六号）を交付するものとする。

料等の提出命令等）

第七条 公安委員会は、法第二百三十二条第三項において準用する法第六十六条第二項の規定により留置業務管理者に対し、報告又は資料その他の物件の提出を命じる場合は、報告、資料等提出命令書（別記様式第七号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により資料その他の物件（以下「資料等」という。）の提出を受けた場合は、留置業務管理者に預り証（別記様式第八号）を交付し、資料等保管簿（別記様式第九号）に記載しておくなければならない。

「項を削る。」

3 資料等を返還する場合は、預り証と引換えに返還するものとする。

（再審査の申請人その他の関係者に

対し、補正命令書（別記様式第五号）により補正を命じるものとする。

料等の提出命令等）

第七条 公安委員会は、法第二百三十二条第三項において準用する法第六十六条第二項の規定により留置業務管理者に対する報告又は資料その他の物件の提出を命じる場合は、報告、資料等提出命令書（別記様式第六号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により資料その他の物件（以下「資料等」という。）の提出を受けたときは、留置業務管理者に対して預り証（別記様式第七号）を交付しなければならない。

3 公安委員会は、資料等保管簿（別記様式第八号）を備え付け、資料等を保管した場合は必要な事項を記載しておくなければならない。

4 資料等を返還するときは、預り証と引換えに返還するものとする。

（申請人その他の関係者に対する質

対する質問)

第八条 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する法第六

十条第二項の規定により再審査の申

請人その他の関係者に対し質問した

場合は、その陳述内容を陳述録取書

(別記様式第十号)に録取し、これ

を陳述人に読み聞かせて誤りのない

ことを確認し、署名させなければな

らない。

(再審査の申請人その他の関係者か

らの物件の提出等)

第九条 公安委員会は、法第二百三十

条第三項において準用する法第六

十条第二項の規定により再審査の申

請人その他の関係者に対し物件の提

出を求める場合は、物件提出依頼書

(別記様式第十一号)により行うも

のとする。

2 公安委員会は、前項の依頼により

提出された物件を留め置く場合は、

提出者に留め置き証(別記様式第十

二号)を交付し、物件留め置き簿(

別記様式第十三号)に記載しておか

なければならない。

問)

第八条 公安委員会は、申請人その他

の関係者に対し質問したときは、そ

の陳述内容を陳述録取書(別記様式

第九号)に録取し、これを陳述人に

読み聞かせて誤りのないことを確認

し、署名押印させなければならない

。

(申請人その他の関係者からの物件

の提出等)

第九条 公安委員会は、申請人その他

の関係者に対し物件の提出を求める

ときは、物件提出依頼書(別記様式

第十号)により依頼するものとする

。

2 前項の依頼により提出された物件

を留め置かせるときは、提出者に留

め置き証(別記様式第十一号)を交

付しなければならない。

3 公安委員会は、物件留め置き簿(

別記様式第十二号)を備え付け、物

件を留め置きしたときは、必要な事

項を記載しておかなければならない

。

4 物件を返還するときは、留め置き

証と引換えに返還するものとする。

(検証)

第十条 公安委員会は、検証を行った

ときは、検証調書(別記様式第十三

号)を作成するものとする。

(再審査の申請に関する調査の専決

)

第十一条 法第二百三十条第三項にお

いて準用する法第六十条第二項の

規定による再審査の申請の調査に関

する公安委員会の権限に属する事務

のうち、次の各号に掲げる事務につ

いては、本部長に専決させることが

できる。

一 法第二百三十条第三項において

準用する法第六十条第二項の規

定による職員の指名に関すること

。

二 第六条に規定する補正命令に関

「条を削る。」

3 物件を返還する場合は、留め置き

証と引換えに返還するものとする。

(検証)

第十条 公安委員会は、法第二百三十

条第三項において準用する法第六

十条第二項の規定により検証を行っ

た場合は、検証調書(別記様式第十

四号)を作成するものとする。

4 物件を返還するときは、留め置き

証と引換えに返還するものとする。

(検証)

第十条 公安委員会は、検証を行った

ときは、検証調書(別記様式第十三

号)を作成するものとする。

(再審査の申請に関する調査の専決

)

第十一条 法第二百三十条第三項にお

いて準用する法第六十条第二項の

規定による再審査の申請の調査に関

する公安委員会の権限に属する事務

のうち、次の各号に掲げる事務につ

いては、本部長に専決させることが

できる。

一 法第二百三十条第三項において

準用する法第六十条第二項の規

定による職員の指名に関すること

。

二 第六条に規定する補正命令に関

2 「略」

第十一條 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第二十五条第二項の規定により再審査の申請に係る処分について執行停止した場合、当該再審査の申請人に対し執行停止通知書（別記様式第十五号）により通知するものとする。

2 「同上」

三 第七條に規定する留置業務管理者に対する報告若しくは資料等の提出命令等に関すること。

四 第八條に規定する申請人その他の関係者に対する質問に関すること。

五 第九條に規定する申請人その他の関係者からの物件の提出等に関すること。

六 第十條に規定する検証に関すること。

2 本部長は、前項に掲げる事務を主管課長に専決させることができる。ただし、特に重要と認められる事項についてはこの限りでない。

（執行停止）

第十二條 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第二十五条第二項の規定により再審査の申請に係る処分について執行停止したときは、当該申請人に対し執行停止通知書（別記様式第十四号）により通知するものとする。

（執行停止の取消し）

第十二條 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第二十六条の規定により再審査の申請に係る処分についての執行停止を取り消した場合は、当該再審査の申請人に対し執行停止取消通知書（別記様式第十六号）により通知するものとする。

2 「略」

（裁決）

第十三條 法第二百三十条第三項において準用する審査法第四十六条第一項本文及び第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）の規定による裁決は、裁決書（別記様式第十七号）により行うものとする。

「条を削る。」

（執行停止の取消し）

第十三條 公安委員会は、法第二百三十条第三項において準用する審査法第二十六条の規定により再審査の申請に係る処分についての執行停止を取消したときは、当該申請人に対し執行停止取消通知書（別記様式第十五号）により通知するものとする。

2 「同上」

（裁決）

第十四條 法第二百三十条第三項において準用する審査法第四十五条の規定による裁決は、裁決書（別記様式第十六号）により行うものとする。

（裁決書の謄本の送付）

第十五條 公安委員会は、申請人が本部長が設置する留置施設と異なる刑事収容施設に収容又は留置されている場合には、裁決書の謄本を当該刑事収容施設の長（刑事施設の長、留置業務管理者及び海上保安留置業務管理者をいう。）に送付するものとする。

(再審査の申請の取下げ)

第十四条 留置業務管理者は、**法第二百三十二条第三項**において準用する**審査法第二十七条第一項**の規定により再審査の申請人が、再審査の申請を取り下げを希望した場合には、その者に対し、再審査申請取下書(別記様式第十八号)を交付するものとする。

2 「略」

3 公安委員会は、再審査申請取下書を受理した場合は、再審査の処理を終結させるものとする。
(再審査手続の承継)

第十五条 公安委員会は、**法第二百三十二条第三項**において準用する**審査法第十五条**の規定により、再審査の

2 留置業務管理者は、**法第二百三十二条第三項**において準用する**審査法第五十一条第二項**の規定により**裁決書の謄本**が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に**裁決書の謄本**を交付できないときは、公安委員会に返送するものとする。

(再審査の申請の取下げ)

第十六条 留置業務管理者は、申請人が、再審査の申請を取り下げを希望する場合には、その者に対し、再審査申請取下書(別記様式第十七号)の用紙を交付するものとする。

2 「同上」

3 公安委員会は、再審査申請取下書を受理したときは、再審査の処理を終結させるものとする。

「条を加える。」

申請人の地位を承継した者(以下「承継人」という。)から地位の承継をする旨の申出を受けた場合は、地位承継届出書(別記様式第十九号)に地位の承継を証する書面を添付の上、提出するよう求めるものとする。

(事実の申告書の交付)

第十六条 留置業務管理者は、被留置者が、**法第二百三十二条第一項**の規定による**事実の申告**(以下この章において単に「**事実の申告**」という。)をすることを希望した場合には、その被留置者に対し**事実の申告書**(別記様式第二十号)を交付するものとする。

「項を削る。」

「条を削る。」

(事実の申告書の用紙の交付及び作成)

第十七条 留置業務管理者は、被留置者が、**法第二百三十二条第一項**の規定による**申告**(以下この章において単に「**申告**」という。)をすることを希望する場合には、その被留置者に対し**事実の申告書**(別記様式第十八号)の用紙を交付するものとする。

2 第四条の規定は、**事実の申告書**の作成について準用する。この場合において、同条中「再審査申請書」とあるのは「**事実の申告書**」と、「再審査の申請」とあるのは「**申告**」と読み替えるものとする。
(申請期間)

第十八条 **法第二百三十二条第三項**において準用する**審査法第十八条**に規

(再審査の申請に関する規定の準用

第十七条 第四条から第十条までの規

定は、事実の申告について準用する

。この場合において、第四条、第五

条及び第六条中「再審査申請書」と

あるのは「事実の申告書」と、第四

条及び第六条中「再審査の申請」と

あるのは「事実の申告」と、第五

条、第六条、第七条、第八条、第九

条及び第十条中「法第二百三十条第三

項」とあるのは「法第二百三十二

条第三項」と、第六条、第八条及び第

九条中「再審査の申請人」とあるの

は「事実の申告人」と読み替えるも

のとする。

〔条を削る。〕

定する審査請求期間には、留置施設
において事実の申告書の送付手続に
要した日数を含めるものとする。

(再審査の申請に関する規定の準用

第十九条 第六条から第十条までの規

定は、事実の申告について準用する

。この場合において、「法第二百三

十条第三項」とあるのは「法第二百

三十二条第三項」と、「再審査の申

請」とあるのは「申告」と、「申請

人」とあるのは「申告人」と読み替

えるものとする。

(申告に関する調査の専決)

第二十条 法第二百三十二条第三項に

おいて準用する法第六十条第二項

の規定による申告の調査に関する公

安委員会の権限に属する事務のうち

、次の各号に掲げる事務については

、本部長に専決させることができる

(確認の結果の通知)

第十八条 公安委員会は、法第二百三

十二条第三項において準用する法第

一 法第二百三十二条第三項におい
て準用する法第六十条第二項の
規定による職員の指名に関するこ
と。

二 前条において準用する第六条に
規定する補正命令に関すること。

三 前条において準用する第七条に
規定する留置業務管理者に対する
報告若しくは資料等の提出命令等
に関すること。

四 前条において準用する第八条に
規定する申告人その他の関係者に
対する質問に関すること。

五 前条において準用する第九条に
規定する申告人その他の関係者か
らの物件の提出等に関すること。

六 前条において準用する第十条に
規定する検証に関すること。

2 本部長は、前項に掲げる事務を主
管課長に専決させることができる。
ただし、特に重要と認められる事項
についてはこの限りでない。

(確認の結果の通知)

第二十一条 公安委員会は、法第二

百三十二条第三項において準用する法

百六十四条第一項に規定する事実の有無について確認した場合は、その結果を事実の申告人に通知書（別記様式第二十一号）により通知するものとする。

「項を削る。」

(事実の申告の取下げ)

第十九条 留置業務管理者は、事実の

申告人が事実の申告を取り下げることを希望する場合には、その者に対し、事実の申告取下書（別記様式第二十二号）を交付するものとする。

2 「略」

3 公安委員会は、事実の申告取下書を受理した場合は、事実の申告の処理を終結させるものとする。

第百六十四条第一項に規定する事実の有無について確認したときは、その結果を申告に係る留置業務管理者に通知書（別記様式第十九号）により通知するものとする。

2 「同上」

2 留置業務管理者は、通知書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないときは、申告先である公安委員会に返送するものとする。

(事実の申告の取下げ)

第二十二条 留置業務管理者は、申告

人が申告を取り下げることを希望する場合には、その者に対し、事実の申告取下書（別記様式第二十号）の用紙を交付するものとする。

2 「同上」

3 公安委員会は、事実の申告取下書を受理したときは、事実の申告の処理を終結させるものとする。

再審査申請書（第2条関係）
事実の申告書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所
送達方法 直接送達 (標準書式) <input type="checkbox"/> 郵便 (特定)送達書 (その他) <input type="checkbox"/>	住所	〒
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	
1 事実の申告が事実であるか（通知の目的等）の通知を受ける。 <input type="checkbox"/> 申告できない。 2 申告人が申し立てたものか。又は申告することができないかどうかの理由を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 3 再審査申請書の提出が留置業務管理者の職務権限内であるか通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 4 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
送達方法 直接送達 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/>	年 月 日 時 分	場所
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

注 1 ①は、照会することによって行うことができる。
注 2 ①は「再審査申請書の提出に際しての申請」を指す。

留置施設	1 留置施設内の整理番号	年 月 日 時 分
留置施設名称	留置施設名称	
留置施設住所	留置施設住所	
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

再審査申請書（第3条関係）
再審査申請書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所
送達方法 直接送達 (標準書式) <input type="checkbox"/> 郵便 (特定)送達書 (その他) <input type="checkbox"/>	住所	〒
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	
1 再審査申請書が事実であるか（通知の目的等）の通知を受ける。 <input type="checkbox"/> 申告できない。 2 再審査申請書の提出が留置業務管理者の職務権限内であるか通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 3 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 4 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
送達方法 直接送達 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/>	年 月 日 時 分	場所
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

注 1 ①は、照会することによって行うことができる。
注 2 ①は「再審査申請書の提出に際しての申請」を指す。

再審査申請書（第2条関係）
再審査申請書・事実の申告書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設
再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書

注 1 「再審査申請書」又は「事実の申告書」の申しを指す。

再審査申請書（第2条関係）
再審査申請書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所
送達方法 直接送達 (標準書式) <input type="checkbox"/> 郵便 (特定)送達書 (その他) <input type="checkbox"/>	住所	〒
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	
1 再審査申請書が事実であるか（通知の目的等）の通知を受ける。 <input type="checkbox"/> 申告できない。 2 再審査申請書の提出が留置業務管理者の職務権限内であるか通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 3 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 4 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
送達方法 直接送達 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/>	年 月 日 時 分	場所
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

注 1 ①は、照会することによって行うことができる。
注 2 ①は「再審査申請書の提出に際しての申請」を指す。

留置施設	1 留置施設内の整理番号	年 月 日 時 分
留置施設名称	留置施設名称	
留置施設住所	留置施設住所	
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

再審査申請書（第2条関係）
再審査申請書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所
送達方法 直接送達 (標準書式) <input type="checkbox"/> 郵便 (特定)送達書 (その他) <input type="checkbox"/>	住所	〒
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	
1 再審査申請書が事実であるか（通知の目的等）の通知を受ける。 <input type="checkbox"/> 申告できない。 2 再審査申請書の提出が留置業務管理者の職務権限内であるか通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 3 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 4 再審査申請書の提出を受けた日から起算して2週間以内の再審査の開始時期を通知する。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人		
送達方法 直接送達 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/>	年 月 日 時 分	場所
再審査申請書の提出人 氏名	年齢	性別
留置施設内の整理番号	留置施設名称	

注 1 ①は、照会することによって行うことができる。
注 2 ①は「再審査申請書の提出に際しての申請」を指す。

再審査申請書（第2条関係）
再審査申請書・事実の申告書交付表

交付	年 月 日 時 分	場所	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設	留置施設
再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書	再審査申請書

注 1 「再審査申請書」又は「事実の申告書」の申しを指す。

申請書様式第1号 (第4条関係)

届 出 書

青森県社会福祉協議会 様

住所又は居所
氏名

青森県社会福祉協議会 目

年 月 日

あなたの所属する申請書(事業の申請書)は、次の事項について不備です。
年 月 日までに、補正の上、提出してください。
なお、正当な理由がなく期日までに提出されないと見做されます。

補正箇所

と補正する。

申請書様式第2号 (第4条関係)

届 出 書

青森県社会福祉協議会 様

住所又は居所
氏名

青森県社会福祉協議会 目

年 月 日

あなたの所属する申請書(事業の申請書)は、次の事項について不備です。
年 月 日までに、補正の上、提出してください。
なお、正当な理由がなく期日までに提出されないと見做されます。

補正箇所

と補正する。

申請書様式第3号 (第3条関係)

再 考 査 申 請 書

青森県社会福祉協議会 様

再審査の申請人の住所又は居所
氏名

年 月 日

再審査の申請に関する取扱いの内容

再審査の申請に係る取扱いがあったこととなった年月日

再審査の申請の趣意及び理由

取扱いの趣意の内容及びその内容

再審査の申請の年月日

年 月 日

届出書様式第4号 (第4条関係)

届出書様式第4号 (第4条関係)	再審査の申請に関する取扱いの内容
再審査の申請に係る取扱いがあったこととなった年月日	
再審査の申請の趣意及び理由	
取扱いの趣意の内容及びその内容	
再審査の申請の年月日	

「様式を加える。」

申請書様式第1号 (第4条関係)

届出書

再審査の申請に関する取扱いの内容

再審査の申請に係る取扱いがあったこととなった年月日

再審査の申請の趣意及び理由

取扱いの趣意の内容及びその内容

再審査の申請の年月日

申請書様式第3号 (第3条関係)

再審査の申請に関する取扱いの内容

再審査の申請に係る取扱いがあったこととなった年月日

再審査の申請の趣意及び理由

取扱いの趣意の内容及びその内容

再審査の申請の年月日

届出書様式第4号 (第4条関係)

届出書様式第4号 (第4条関係)	再審査の申請に関する取扱いの内容
再審査の申請に係る取扱いがあったこととなった年月日	
再審査の申請の趣意及び理由	
取扱いの趣意の内容及びその内容	
再審査の申請の年月日	

申請書様式第7号 (第7条関係)

資料等保管簿

資料	品名	種別	届出年月日	保管場所	保管期間	引継ぎ	引継先

申請書様式第7号 (第7条関係)

届出

届出	品名	種別	保管場所	保管期間	引継ぎ	引継先

申請書様式第5号 (第7条関係)

契り紙

届 出 書

届出年月日

再審査の申請(事業の申請)の調査のため、次のとおり届出しました。

再審査の申請人の住所又は居所及び氏名(事業の申請人の場合は代表者の)

届出した年月日

届出した資料その他の物品の品名及び数量

別紙「保管資料等一覧表」のとおり

届出者

届出先

電話

申請書様式第7号 (第7条関係)

届出、資料等提出書

届 出 書

届出年月日

届出者

届出先

電話

再審査の申請(事業の申請)の調査に必要なので、次のとおり届出、資料等の提出を命じます。

届出、資料等提出書類

届出、資料等提出先

申請書様式第7号 (第7条関係)

資料等保管簿

資料	品名	種別	届出年月日	保管場所	保管期間	引継ぎ	引継先

申請書様式第5号 (第7条関係)

契り紙

届 出 書

届出年月日

再審査の申請(事業の申請)の調査のため、次のとおり届出しました。

再審査の申請人の住所、氏名(事業の申請の場合は、代表者の)

届出した年月日

届出した資料その他の物品の品名及び数量

届出者

届出先

電話

申請書様式第7号 (第7条関係)

届出、資料等提出書

届 出 書

届出年月日

届出者

届出先

電話

再審査の申請(事業の申請)の調査に必要なので、次のとおり届出、資料等の提出を命じます。

届出、資料等提出書類

届出、資料等提出先

印刷様式第21号 (第18条関係)

審判の申立書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

氏名 年齢 歳
 経歴地の置かれる警察官の名称

1 審判の申立に係る事実

2 審判の申立の日付
 年 月 日

3 警察本部長に対する事実の申立に係る通知を受けた年月日
 年 月 日

印刷様式第22号 (第18条関係)

追加申請書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

住所又は居所 氏名 年齢 歳

再審査の申請人
 住所又は居所
 氏名 年齢 歳

1 再審査の申請に係る再審査の理由
 2 追加を求めた理由
 3 その他

※ 追加を求めたことを認める審査の完了後、この追加書に添付してください。

印刷様式第23号 (第18条関係)

再審査申請取下書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

住所又は居所 氏名 年齢 歳

私は、次の理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取り下げる再審査の申請
 2 取下げの理由

印刷様式第24号 (第18条関係)

照会書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

あなたの方の再審査の申請については、次のとおり調査します。

1 正文
 2 事実の概要
 3 再審査の申請人の主張の要旨
 4 議決の理由

この議決については、この議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は、再審査を撤回して（当該議決において再審査を代替する事は再審査公安委員会となります）、再審査の取扱いの請求を撤回することをすることができます。ただし、この議決の取扱いの請求については、不審申立ての再審査と別段の通知があることを要し、再審査の請求し得ることはできません。再審査の請求を撤回した場合は、この議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は、再審査を撤回して（当該議決において再審査を代替する事は再審査公安委員会となります）、再審査の取扱いの請求を撤回することができます。

印刷様式第25号 (第18条関係)

青森県公安委員会 殿 年 月 日

再審査の申請人
 住所又は居所
 氏名 年齢 歳

経歴地の置かれる警察官の名称
 又は警察官の名称

1 申立に係る事実

2 申立の日付
 年 月 日

3 通知を受けた年月日
 年 月 日

「様式を加える。」

印刷様式第26号 (第18条関係)

青森県公安委員会 殿 年 月 日

住所 氏名又は名称 年齢 歳

再 審 査 申 請 取 下 書

私は、このほかの理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取り下げる再審査の申請
 2 取下げの理由

印刷様式第27号 (第18条関係)

通知書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

あなたの方の再審査の申請については、次のとおり調査いたします。

1 正文
 2 再審査の申請/再審査の要旨
 3 議決の理由

この議決については、この議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は、再審査を撤回して（当該議決において再審査を代替する事は再審査公安委員会となります）、再審査の取扱いの請求を撤回することをすることができます。ただし、この議決の取扱いの請求については、不審申立ての再審査と別段の通知があることを要し、再審査の請求し得ることはできません。再審査の請求を撤回した場合は、この議決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は、再審査を撤回して（当該議決において再審査を代替する事は再審査公安委員会となります）、再審査の取扱いの請求を撤回することができます。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。

印刷様式第21号 (第18条関係)

審判の申立取下書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

氏名 年齢 歳
 経歴地の置かれる警察官の名称

私は、次の理由により事実の申立を取り下げます。

1 取り下げる事実の申立
 2 取下げの理由

印刷様式第22号 (第18条関係)

通知書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

あなたの方の事実の申立については、次のとおり通知します。

1

印刷様式第25号 (第18条関係)

青森県公安委員会 殿 年 月 日

氏名 年齢 歳
 経歴地の置かれる警察官の名称
 又は警察官の名称

再 審 査 申 請 取 下 書

私は、このほかの理由により再審査の申請を取り下げます。

1 取り下げる再審査の申請
 2 取下げの理由

印刷様式第27号 (第18条関係)

通知書

青森県公安委員会 殿 年 月 日

あなたの方の再審査の申請については、次のとおり調査いたします。

1

(発行人・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円